

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
1. 諸土地改良事業				
1) 実施計画等策定事業		農業農村整備事業の採択にかかる調査及び設計に関する事業	農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。)の区域であること。	
		(1) 実施計画策定事業	次に掲げる土地改良事業が行われる予定地域であること。 ① 農業基盤整備促進事業 (土地改良法に基づくものに限る) ② 団体営農地保全整備事業 ③ 団体営ため池等整備事業 ④ 農業集落排水事業 ⑤ 農村集落基盤再編・整備事業 (農業生産基盤整備に限る) ⑥ 農山漁村活性化対策整備事業 (農業生産基盤整備に限る) ⑦ 中山間地域農業農村総合整備事業 (農業生産基盤整備に限る) ⑧ 農村整備事業	①～⑥ 当該事業費の75%以内 ⑦当該事業費の87.5%以内 ⑧定額
		(2) 農村環境計画策定事業	農業農村整備事業の実施が予定されていること	当該事業費の75%以内
		(3) 経営体育成促進換地等調整事業	次に掲げる県営土地改良事業が行われる予定地域において、換地計画の樹立を必要とする地区であること。 ① 農地整備事業(補助金事業) ② 農地整備事業(交付金事業) ③ 農村集落基盤再編・整備事業	当該事業費の90%以内
		(4) 農業集落排水施設最適整備構想 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法を定めた構想計画の策定	農村総合整備事業及び農業集落排水事業等により造成され、既に供用を開始した農業集落排水施設の最適整備構想を策定すること。 また、最適整備構想の事業計画書を策定していること。	定額 ただし、機能診断に係る交付額は、一処200万円、最適整備構想の策定に係る交付額は、一構想当たり次の式により算出された額(当該額が800万円を超えるときにあっては800万円)をそれぞれ上限とする。 交付限度額＝処理区数×100万円＋200万円
2) 不発弾等事前探査事業		不発弾等の埋没の有無を確認するための磁気探査、その他の探査により事前探査を行う。	農業農村整備事業の実施地区のうち、不発弾等が埋没していると予想され、かつ爆発の恐れがある地区であること。	当該事業費の100%以内
3) 地域農業水利施設ストックマネジメント事業		(1) 機能保全計画作成	① 末端支配面積100ha以上の施設 ② 予防的対策が有効と見込まれる施設	当該事業費の70%以内
		(2) 対策工事	① 地区受益面積10ha以上であること。 ② 予防保全対策の場合は、予防保全計画が作成済であること。	当該事業費の86%以内
		(3) 緊急工事	① 突発的事故によるもので、施設の劣化に起因すること。	

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
4) 地下ダム管理事業		地下ダムにおける農業用水の揚水に係る経費についての不利性を解消するための支援を行う。	次の①～②に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ① 沖縄県知事により地下ダムの管理を委託されたものであること。 ② 地下ダム施設管理計画が作成されていること。	定額(ただしR8まで)
5) 通作条件整備事業(保全対策型)		既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。	次の①～③にあげるすべての要件を満たすものとする。ただし、点検診断のみを行うものについては、①のみとする。 ① 保全対策基本方針が作成されていること。 ② 受益面積の合計が50ha以上であること。 ③ 総事業費の合計が3,000万円以上であること。 農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき農道として造成された路線を対象とする。	当該事業費の92.5%以内(離島にあっては95%以内)
6) 農業水路等長寿命化・防災減災事業		<下記(1)・(2)共通>	①長寿命化・防災減災整備計画を作成していること。	
		(1) 長寿命化対策	上記①の他、次の②～④に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ②事業費の合計が200万円以上であること。 ③受益農業者数が2者以上であること。 ④工事工期が原則3か年以内であること。	(1)当該事業費の86%以内
		(2) 防災減災対策		(2)当該事業費の88%以内
		(3) 機能発揮対策 Ⅰ. 調査計画等 Ⅱ. 体制整備 Ⅲ. ハザードマップ作成	上記①の他、次の⑤に掲げる要件を満たすものとする。 ⑤事業期間が1か年以内であること。	定額 (Ⅲについては令和2年度までとする)
		(4) 施設情報整備・共有化対策	上記①の他、地域計画が策定されている地域又は策定に向けて取り組む地域を受益農地としていること。	(4)当該事業費の65%以内
7) 資産評価データ整備事業		土地改良区が管理する土地改良施設の資産評価データの整備を行う。	土地改良区が管理する土地改良施設(国営・機構営造成施設を除く。)を対象とする。	定額(ただしR2まで)
2. 農地防災事業				
1) 農地保全整備事業		<下記(1)・(2)共通>	次に掲げる工事内容であること ① 急傾斜地帯(土地の平均傾斜度が15度以上の地域という。)又は特殊土壌地帯(侵食を受けやすい性状の土壌地帯をいう。)における農用地の侵食崩壊を防止するために行う排水施設等の新設又は改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備(以下「本工事」という。) ② 本工事と併せ行うことが技術的に適当と認められる次に掲げる工事(以下「関連工事」という。) ア. 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修 イ. 農道の新設又は改修 ウ. 農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修 ③ 特殊土壌又はさんご、石れき等の排除を行う工事(以下「排除工事」という。) ④ 本工事及び関連工事の受益面積と、受益面積のおおむね3分の2以上が重複するほ場整備・畑地かんがいを行う工事(以下「特殊農地保全工事」という。)	当該事業費の88%以内(離島にあっては、93%以内) 〔ただし、ほ場整備については89.5%以内(離島にあっては、91.5%以内) 畑地かんがいは91%以内(離島にあっては95.5%以内)〕

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
		(1) 農地侵食防止工事	① 本工事及び排除工事にあつては、それぞれの受益がおおむね10ヘクタール以上(ただし、離島にあつては、本工事、関連工事、特殊農地保全整備工事の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上で、かつ本工事の受益面積がおおむね5ヘクタール以上) ② 関連工事にあつては、受益面積の制限は設けないものとする。	
		(2) 特殊農地保全整備工事	① 「農地侵食防止工事(排除工事を除く。)」と併せ行う場合に限る。」ものであつて、技術的・経済的に妥当と認められるもので、以下に定めるもの ア. ほ場整備 イ. 畑地かんがい ただし、受益面積の制限は設けないものとする	
2) ため池等整備事業			農用地、農業用施設等の災害を防止するために行う次に掲げる工事	当該補助事業費の88.5%以内(離島にあつては、93%以内)
		(1) ため池等整備工事	① 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要する農業用ため池(災害防止ダムを含む。以下同じ。)の新設若しくは変更又は新設と併せ行うため池の廃止及びこれらの附帯施設の整備 ② 災害発生の防止等が必要なため池のしゅんせつ ③ 洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は変更で①と併せ行うもの ④ 受益面積がおおむね20ヘクタール以上のもの。ただし、ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね60ヘクタール未満のもの ⑤ 総事業費がおおむね800万円以上のもの	
		(2) 用排水施設整備工事	① 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備 ② 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂ため堰提、水路等の新設又は変更 ③ 総事業費がおおむね800万円以上のもの	
3) 土地改良施設突発事故復旧事業		土地改良施設において突発事故により機能が低下又は喪失した場合に行う復旧事業	① 復旧される土地改良施設の末端支配面積がおおむね10ha以上のものであること。 ② 復旧に要する事業費が1箇所当たり200万円以上となるものであること。 ③ 機能保全計画等を策定・活用していること。	当該事業費の89%以内

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
3. 水質保全対策事業				
		(1) 耕土流出防止型 農用地及びその周辺の土地の土壌の流出を防止し、農村地域の環境保全に資することを目的として行う、次に掲げる事業 ① 農用地又はその後背地からの流水を排水施設等に導く承水路・排水施設及び沈砂施設等の整備 ② 農用地又はその周辺の土地の土壌の流出を防止するための法面保護・植生・勾配抑制、土層改良、暗渠排水等の土砂流出防止対策のための工事 ③ 既存の土砂流出防止施設の土砂補足能力及び維持管理作業の作業性、安全性等を向上させるための軽微な変更 ④ 水質保全に係る営農対策に要する資材支援、管理体制整備に係る活動支援、新たな耕土流出防止技術開発への支援であつて、次のア及びイを満たすもの。 ア 上記の工種①から③までいずれかと併せて行うもの イ 上記の工種①から③までの費用の合計の5%以内とする	① 受食性の高い土壌(国頭マージ、島尻マージ又はジャーガル)に覆われた地帯であること。 ② 対象となる農用地面積が10ヘクタール以上あること。	当該補助事業費の86%以内(離島にあつては、88.5%以内)
4. 県単独補助土地改良事業				
1) 土砂等流出防止管理事業		土地改良事業により造成された沈砂池、砂防ダム、排水路等に推積した土砂等を除去する事業	市町村が行う事業で、総事業費が300千円以上のもの	当該事業費の50%以内
2) 土地改良事業		(1) 農道事業 (2) 橋梁事業 (3) 暗渠排水事業 (4) ほ場整備事業 (5) かんがい排水事業 (6) 客土事業 (7) 床締事業 (8) 区画整理事業 (9) 農道舗装事業 (10) 畑地かんがい事業	左に掲げる事業の(1)から(9)を行うものについては、受益面積が5ヘクタール以上であるもの。また(10)を行うものについては、受益面積が2ヘクタール以上であるもの	当該事業費の50%以内
5. 農業集落排水事業				
		(1) 農業集落排水整備	農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。)区域であること。	当該事業費の87.5%以内(離島にあつては90%以内)

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
6. 農村集落基盤再編・整備事業				
	1)集落基盤再編事業 2)中山間地域総合整備事業	1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗渠排水 (8) 農用地の改良又は保全 2 農村生活環境整備事業 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 集落環境管理施設整備 (9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備 (11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備 (13) 地域資源利活用施設整備 (14) 施設補強整備 (15) 施設環境整備 (16) 歴史的土壌改良施設保全整備 (17) 施設集約整備 (18) 交換分合 (19) 集落土地基盤整備 3 特認事業	(共通事項) 農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。)を対象としていること。 (集落基盤再編事業) 集落の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するもので、以下のいずれかに該当する事業とする。 ア 左記事業種類の1に掲げる事業及び2に掲げる事業(事業種類(6)及び(9)を除く。)を一体的に実施する事業 イ 左記事業種類の2に掲げる事業(事業種類(6)及び(9)を除く。)のみを実施する事業 ただし、周辺農用地の整備が完了している又は近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であること。 ウ ア又はイと併せて、左記事業種類の3による事業を実施する事業 (中山間地域総合整備事業) 農業生産条件等が不利な中山間地域において、事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施するもの	1) 当該事業費の78%以内(離島にあっては80.5%以内) ただし、上記における「ほ場整備」「農用地開発」及び「農用地の改良又は保全」においては、本島にあっては84%以内、離島にあっては86.5%以内 2) 当該事業費の82%以内(離島にあっては84.5%以内) ただし、ほ場整備、農用地開発、客土又は農用地の改良においては89.5%以内(離島にあっては91.5%以内)
7. 地域用水環境整備統合補助事業				
		(1) 親水・景観保全施設整備 (2) 生態系保全施設整備 (3) 造成された施設の適切な利用と保全を図るための施設整備 (4) その他、農村振興局長が特に認める事業	① 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること ② 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること ③ 総事業費が、5千万円以上であること	当該事業費の2.4/3以内(離島にあっては2.5/3以内)
8. 農地環境整備事業				
		(1) 区画整理事業 (2) 水田転換を行う事業 (3) 農業用排水施設整備事業 (4) 農地保全事業 (5) 農道整備事業 (6) 暗きょ排水事業 (7) 高付加価値農業基盤整備事業 (8) 附帯事業 (9) 用地整備事業 (10) 市民農園等整備事業 (11) 生態系保全施設整備事業	① 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域または特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域、および前述に準じる地域で沖縄総合事務局長が特に必要と認める地域であること。 ② 農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。)の区域であること。 ③ 営農を継続し農業生産性の向上を図る見込みのある農地に耕作放棄地等が介在する地域であること。 ④ 事業実施区域の農地面積に対して、事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が概ね7割程度は確保できる見通しのあること。 ⑤ 事業を実施する生産区域における左記事業種類の(1)から(6)までに掲げる事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。 ⑥ 事業の実施について、地元関係者の意欲が高いこと。	当該事業費の87.5%以内(離島にあっては90%以内) {ただし、区画整理においては89.5%以内(離島にあっては91.5%以内)}

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
		(12) 遊水池整備事業 (13) 土地改良施設の撤去及び跡地整備 (14) 交換分合事業 (15) 特認事業	こと。 ⑦ 事業の規模が適切に計画されており、円滑な実施が見込まれること。 ⑧ 特認事業については、沖縄総合事務局長が特に必要と認めるもの	
9. 農業基盤整備促進事業				
		(1) 農業用排水施設 農業用排水(営農用水を含む。)施設の新設、廃止又は変更 (2) 暗渠排水 暗渠の新設又は変更 (3) 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破砕及び土層土壌改良 (4) 区画整理 農用地の区画形質の変更 (5) 農作業道 農作業道・進入路等の新設、変更 (6) 農用地の保全 (1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業 (7) 調査・調整 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動	次の①～④に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ① 事業実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項1号の農用地区域内であること。ただし、農用地区域以外を事業実施区域とする必要がある場合には、知事が認める区域とする。 ② 農業基盤整備計画を策定していること。 ③ 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。 ④ 1地区当たりの受益者数が、農業者が2者以上であること。	当該事業費の86%以内(離島にあっては91%以内)ただし、土地改良法に基づく事業については86.5%以内(離島にあっては91.5%以内)
10. 農業水利施設保全合理化事業				
		(1) 管理省力化施設整備事業 水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に附帯する施設の整備	① 当該事業費が200万円以上であること。 ② 管理省力化施設整備事業計画を策定していること。	当該事業費の80%以内 (採択期間はH30年度まで)
11. 農村地域防災減災事業				
		(1) 地震耐性評価 地震による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価 (2) 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備	(1)及び(2)共通 ① 農村地域防災減災推進計画を作成していること。 (2)のみ ② 農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、かつ農業水利施設安全対策推進計画に位置図付けられた施設であること。 ③ 1地区当たりの事業費が200万円以上となること。 上記②③の他、次の④～⑦に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ④ 国営造成施設又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること。 ⑤ 過去において、事故が発生した箇所又は都道府県内で発生した事故と同様の条件下にある農業水利施設であること。 ⑥ 構造上の問題(深さや傾斜、直壁等)、あるいは水深等からみて、転落した場合に子供が脱出できないような農業水利施設であること。 ⑦ 通学路、公園、病院、学校等に近接する農業水利施設であること。	定額(R12年度新規採択まで)

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
12. 沖縄振興公共投資交付金効果促進事業				
		整備計画の目標を達成するため、農業農村整備事業及び海岸保全施設整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業。	(共通) ① 整備計画の目標を達成するために必要な事業であること。 ② 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他経常的な経費への充当を目的としない事業であること。 ③ 整備計画の期間、対象となる区域で実施されるもので、事業費を対象とする農業農村整備事業または海岸保全施設整備事業の全体事業費20/100を目途とする。	
		(1) 農業集落排水事業に係る各戸排水設備の設置(間接補助)	① 整備計画の期間内に農業集落排水事業を実施している地域で実施されること。 ② 事業主体が必要な補助金交付要綱等を定めていること。	当該事業費の50%以内
13. 農地耕作条件改善事業				
		(1) 農業用排水施設 農業用排水(営農用水を含む。)施設の新設、廃止又は変更 (2) 暗渠排水 暗渠の新設又は変更 (3) 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良 (4) 区画整理 農用地の区画形質の変更 (5) 農作業道等 農作業道・進入路等の新設、変更 (6) 農地造成 農用地の造成 (7) 農用地の保全 (1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業 (8) 営農環境整備支援 用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消、発生防止のため簡易な整備 (9) 管理省力化支援 水管理省力化、維持管理労力省力 (10) 品質向上支援 導入作物に応じた支援、情報化施行の活用 (11) 条件改善促進支援 土地利用調整・農用地の利用集積推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修	次の①～④に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ① 事業実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項1号の農用地区域内のうち、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域又は当該区域に指定される見込みのある区域(以下「重点実施区域等」という。)であるものとする。ただし、必要な場合は、当該重点実施区域等以外の区域を事業の実施区域とすることができる。 ② 農地中間管理機構との連携概要を策定していること。 ③ 地域内農地集積促進計画を作成していること。 ④ 農地耕作条件改善計画を作成していること。 ⑤ 1地区当たりの事業費(ハード事業)の合計が200万円以上となること。 (ハード事業:事業種類(1)～(8)) ⑥ 1地区当たりの受益者数が、農業者が2者以上であること。	当該事業費の86%以内(離島にあっては91%以内)ただし、土地改良法に基づく事業については86.5%以内(離島にあっては91.5%以内)

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
14. 中山間地域所得向上支援事業				
		1 所得向上計画策定 (1) 中山間地域所得向上計画(以下、「所得向上計画」という。)の策定 ・計画策定に係る調査・調整 ・施設等整備計画の策定 ・マーケティング調査 ・農産物の販売戦略の策定 2 基盤整備 (1) 農業用排水施設 農業用排水(営農用水を含む。) 施設の新設、廃止又は変更 (2) 暗渠排水 暗渠の新設又は変更 (3) 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破砕及び土壌改良 (4) 区画整理 農用地の区画形質の変更 (5) 農作業道等 農作業道・進入路等の新設、変更 (6) 農地造成 農用地の造成 (7) 農用地の保全 (1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業 (8) 営農環境整備支援 用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作業被害防止施設の整備、耕作放棄地解消、発生防止のための簡易な整備 (9) 管理省力化支援 水管理省力化、維持管理労力省力化 (10) 品質向上支援 導入作物に応じた支援、情報化施工の活用 (11) 条件改善促進支援 土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修 (12) 指導 事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等 3 施設整備等 (1) 地域連携販売力強化施設 地域の農産物等の販売力強化、ブランド化等のために必要な販売促進(販売・貯蔵・食材提供用)施設等及びこれらの附帯施設の整備 (2) 農産物等処理加工施設 農産物等の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備 (3) 農産物等集出荷貯蔵施設 農産物の選別・選果用機械施設、冷却・冷蔵用機械施設、検査用機械施設、出荷用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備 (4) 高生産性農業用機械施設 農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の記に基づき交付の対象となる低コスト耐候性ハウス及びこれらの附帯施設の整備	1 所得向上計画策定 市町村(以下、「計画主体」という。))が、所得向上計画を策定するものとし、次の①～③に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ① 所得向上計画の区域(以下(「計画区域」という。))は、対象地域における農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。))内の区域とする。 ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を計画区域とすることができる。 なお、計画区域内の農用地全体に占める主傾斜1/100以上の農用地の面積割合が概ね25%以上であるものとする。 ② 計画区域内における事業種類2基盤整備及び事業種類3施設整備等に関する事業(以下、「整備事業」という。))に係る費用の合計が200万円以上となること。 ③ 計画区域内の整備事業又は関連事業に係る受益者数が、農業者2者以上であること。ただし、地域連携販売力強化施設、農産物等集出荷・処理加工施設等の施設整備を行う場合にあっては、受益者数を農業者3者以上とする。 2 基盤整備 次の①～④に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ① 中山間地域所得向上支援対策事業実施要領別紙2第2に掲げる事業実施主体に合致すること。 ② 基盤整備計画を作成していること。 ③ 1地区当たりの事業費(事業種類2の(1)～(8))の合計が200万円以上となること。 ④ 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。 3 施設整備等 次の①～④に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ① 中山間地域所得向上支援対策事業実施要領別紙3-1第3に掲げる事業実施主体に合致すること。 ② 施設整備対策事業実施計画及び施設整備対策事前点検シートを作成し、所得向上計画の関連計画として添付すること。 ③ 中山間地域所得向上支援対策事業実施要領別紙3-1第4に掲げる実施基準に合致すること。 ④ 事業種類1～3の事業の実施に要する経費を、計画主体に交付するものとする。	1 所得向上計画策定 定額(1地区当たり500万円以内) 2 基盤整備 当該事業費の90%以内。(離島にあっては95%以内) ただし、土地改良法に基づく事業については91%以内。(離島にあっては、95.5%以内) 3 施設整備等 当該事業費の2/3以内

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採 択 基 準	補 助 率
15. 農村整備事業				
		1 農業集落排水施設整備事業 2 農道・集落道整備事業	1 農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。)区域であること 2 (1)農村整備事業実施要領 別紙2の第4の1(1)に規定されている「個別施設計画」が策定されており、次の①～④いずれかを満たすものとする。 ① 受益面積が50ha以上かつ車道幅員が4m以上 ② 地域防災計画で避難路等に指定されている道路 ③ 主要道路など人命、財産への影響が大きいもの ④ 施設の再編・集約を行うもの (2)総事業費が3,000万円以上であること。 ((1)の②、③又は④に該当する場合は800万円以上)	1 農業集落排水施設整備事業 当該事業費の87.5%以内(離島にあっては90%以内) 2 農道・集落道整備事業 当該事業費の92.5%以内(離島にあっては95%以内)
16. 土地改良施設PCB廃棄物処理推進事業				
		1 PCB廃棄物の収集運搬 2 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査等	1 施設管理者が管理する土地改良施設にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第2条第1項に規定するPCB廃棄物が存在すること。 2 施設管理者が管理する土地改良施設で昭和41年から昭和49年までの期間にPCBを含む塗料による塗装が行われたおそれがある土地改良施設であること。	当該事業費の50%以内

別表1(第2条関係)

1 事業、採択基準及び補助率

事業名	区分	事業種類	採択基準	補助率
17. 畑作等促進整備事業				
		(1) 農業用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農作業道等 (6) 農地造成 (7) 農用地の保全 (8) 営農環境整備支援 (9) スマート農業導入支援 ①GNSS基地局整備 ②先進的省力化技術導入支援 ③調査・調整、実施計画策定支援 (10) 小規模園地整備 ①盛土 ②園内道 ③その他 (11) 粗放的農地利用整備 (12) 管理省力化支援 (13) 品質向上支援 (14) 条件改善促進支援 (15) 高収益作物導入支援 (16) 高付加価値農業施設支援 (17) 機械作業体系導入支援 (18) 労働生産性向上技術導入支援 (19) 指導 (20) 条件改善推進費	(1)～(19)については、次の①～⑥に掲げるすべての要件を満たすものとする。 ① 事業実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項1号に規定する農用地区域内の区域とする。 ② ソフト事業を実施する場合、ソフト事業の実施区域は、畑作等促進整備事業実施要領第3第2項に規定する区域とする。 (ソフト事業:事業種類(9)②、(9)③、(13)、(14)、(15)、(17)、(18)、(19)) ③ 畑作等促進整備計画を作成していること。 ④ 1地区当たりの事業費(ハード事業)の合計が200万円以上となること。 (ハード事業:事業種類(1)～(8)、(9)①、(10)、(11)、(12)、(16)) ⑤ 1地区当たりの受益者数が、農業者が2者以上であること。 ⑥ 事業実施後は受益地内の全ての農地で水稻以外の作物を作付けすること。	1 事業種類(1)～(19)について当該事業費の86%以内(離島にあっては91%以内)ただし、土地改良法に基づく事業については86.5%以内(離島にあっては91.5%以内) 2 事業種類(20)について定額(単年度当たり300万円を上限とする)
18. 水利施設整備事業				
		(基幹水利施設管理一体型)対策工事	① 既設施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。 ② 機能診断等に基づく機能保全計画等が策定されていること。 ③ 基幹水利施設管理事業と一体的に実施する事業の場合は、事業採択の申請時に基幹水利施設管理強化計画を併せて提出すること。	当該事業費の88%以内

注) 離島: 沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第2条第2項の規定に基づき指定された離島をいう。